

議 会 運 営 委 員 会

日 時：平成 2 0 年 5 月 2 3 日（金）

相模原市議会

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録		
平成２０年５月２３日		開 会
		午前 ９時３０分
		閉 会
		午前１０時２８分
出席者	委員	加 藤 明 徳 森 繁 之 東 條 恵美子 △米 山 定 克 阿 部 善 博 中 村 昌 治 小 池 義 和 大 沢 洋 子 久保田 隼 夫 ○岸 浪 孝 志 藤 井 克 彦
	議員	議長 稲 垣 稔 副議長 大 上 和 夫
欠席者	な し	
説明のため出席者	な し	
事務局職員	今田議会事務局長 佐藤議事調査課長 河本同課議事班担当課長 佐藤同課同班主幹 今村同課同班主幹 小宮同課同班主幹 中村同課調査班担当課長 田中庶務課長	

協議事項	平成20年相模原市議会6月定例会の運営について (1) 会期 (2) 会議開催日 (3) 代表質問・個人質疑、一般質問通告期限 (4) 議事日程 (5) 一般質問通告者数について (6) その他 ① 部会の開催について ② 議員派遣の議決について ③ 血圧測定について ④ 9月定例会会議日予定（仮案）について 議会制度等に関する検討結果について その他 (1) 議会運営に関する主な慣例等について
傍聴者	なし
署名	委員長 岸 浪 孝 志

午前 9 時 3 0 分 開会

○岸浪委員長 ただいまから議会運営委員会を開会する。

出席委員は 1 1 名で定足数に達している。

お諮りする。本日の委員会傍聴を許可することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岸浪委員長 異議ないので、これを許可する。

これより日程に入る。

—————◇○◇—————

平成 2 0 年相模原市議会 6 月定例会の運営について

○岸浪委員長 6 月定例会の運営についてを議題とする。

資料について、事務局から説明をお願いします。

事務局長。

○今田議会事務局長 6 月定例会の運営について、日程について説明する。資料 1 をごらんいただきたい。

さきに議会運営委員会の中で確認してもらっているが、一部追加要素等もあるので、改めて説明する。

初日 5 月 3 0 日は提案説明で、本会議終了後に政令指定都市に関する特別委員会が開催される。6 月 2 日が代表質問・個人質疑、一般質問の通告期限となっており、午後 5 時までである。6 月 1 0 日火曜日は、代表質問・個人質疑が行われた後に各委員会への議案の付託、これは後ほど説明するが、人事案件が 1 件あり、説明から採決までお願いし、その後に陳情が付託される。1 1、1 2、1 3 に、それぞれ一般質問が行われ、1 7 日から 2 3 日まで各常任委員会が開催される。民生委員会、建設委員会終了後、部会が予定されている。これも後ほど説明する。2 4 日には政令指定都市に関する特別委員会が開催され、陳情 1 件にかかわる審査をお願いします。最終日 6 月 3 0 日は委員長報告から採決まで行ってもらい、その後に報告案件、監査報告が行われる。欄外だが、議会だよりのための議会運営委員会を 7 月 2 2 日にお願いしたい。

○岸浪委員長 議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 引き続き説明する。（4）議事日程だが、資料

2をごらんいただきたい。

6月定例会付議事件一覧だが、市長から提出される議案等は、議案5件、内訳として、基本構想1件、条例3件、広域連合規約等協議が1件。報告案件4件、提出案件6件、合計15件。追加予定案件として人事案件が1件である。

1ページをごらんいただきたい。

議案第71号相模原市基本構想については、新しい総合計画の基本構想を定めるに当たって、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を得るものである。

議案第72号相模原市立ふれあいセンター条例の一部を改正する条例については、相模原市立東林ふれあいセンターを設置するための規定の追加その他所要の改正をするもので、名称は相模原市立東林ふれあいセンター、位置は東林間1丁目22番17号、施設別の基本料金等は表のとおりである。

議案第73号相模原市立公民館条例及び相模原市役所出張所設置条例の一部を改正する条例については、相模原市立新磯公民館及び相模原市役所新磯出張所の大規模改修工事及び増築工事に伴い、その位置を工事期間中は仮設の施設の所在地、具体的には、れんげの里の駐車場になる。工事終了後は現在の施設の所在地に変更するものである。

議案第74号相模原市立相模原球場条例については、県営相模原球場が平成21年4月に県から市に移譲されることに伴い、相模原市立相模原球場条例を制定するものである。名称は相模原市立相模原球場、位置は相模原市弥栄3丁目1番6号である。各施設の使用料等は表に示したとおりである。

議案第75号神奈川県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議については、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正及び神奈川県後期高齢者医療広域連合に加入する市町村の事務の明確化のため、神奈川県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、地方自治法の規定により関係市町村と協議するものである。

報告第9号継続費繰越計算書については、平成19年度相模原市一般会計継続費繰越計算書で、防災行政用同報無線統合整備事業外3件、下水道

事業特別会計継続費繰越計算書で、溝上大野台雨水幹線整備補助事業である。

報告第10号繰越明許費繰越計算書について、19年度一般会計繰越明許費繰越計算書については、道路改良事業（市道翠ヶ丘道路改良事業ほか12件）である。下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書については、公共下水道整備補助事業（相模原系統ほか1）ほか2件である。

報告第11号事故繰越し繰越計算書について、19年度の一般会計事故繰越し繰越計算書については、市道小山22号維持補修工事ほか5件である。19年度の下水道事業特別会計の事故繰越し繰越計算書については、公共下水道相模川第6－イ－38雨水管整備工事（その1）ほか2件である。

報告第12号専決処分の報告については、委任専決事項の指定についてに基づき専決処分を行ったもので、道路管理に係る損害賠償額の決定の専決処分である。

その下の提出案件は、各公益法人等の経営状況説明書である。

先ほど追加案件で人事案件という話をしたが、公平委員会委員の選任について、本会議2日目に上程予定である。

2の請願・陳情だが、既に陳情を3件受理しており、議員の皆様にはまだ文書表は未配付なので、後日、配付したいと考えている。

3の監査報告だが、6件あり、既に4件は配付した。残り2件は後日、配付したいと考えている。

資料2－2をごらんいただきたい。提出が予定される請願、陳情等だが、最低賃金の改定を求める意見書の提出について、食物アレルギーに配慮した学校給食を、以上2件の陳情が提出予定である。

資料3をごらんいただきたい。6月定例会日程案である。

第1日目は提案理由説明で、議案第71号から議案第75号までの提案説明を受けて、延会である。

第2日目6月10日は代表質問・個人質疑を行い、終了後、各議案は委員会へ付託する。その後、公平委員会委員の選任についての人事議案を審議してもらう。こちらは説明後、質疑、討論、採決ということである。陳情3件についてもここで上程し、各担当委員会へ付託する。

2 ページをごらんいただきたい。第 3 日目、4 日目、5 日目は一般質問である。

第 6 日目、最終日 6 月 30 日は委員会からの審査報告で、総務委員会、民生委員会、建設委員会、文教委員会、政令指定都市に関する特別委員会の報告をもらい、各委員会ごとに質疑、討論、採決ということである。その後、報告案件、提出案件 6 件についての審議である。

日程については以上である。

○岸浪委員長 ただいまの説明に対して、質疑、発言があったらお願いする。――

発言がないので、事務局の説明のとおり決定する。

(5) 一般質問通告者数についてを議題とする。お手元に資料 4 を配付しているが、各会派の 6 月定例会の通告者数を伺う。なお、9 月も含めてお願いしたい。

なお、今回、山下議員の異動による各会派の人数の変更及び人事にかかわる関係で各会派の人数が若干入れかわっているのを参考にしてもらいたい。

新政クラブ。

○久保田（隼）委員 6 月が 9、9 月が 8、合計 17 である。

○岸浪委員長 民主クラブ。

○小池委員 6 月が 4、9 月が 4 の合計 8 である。

○岸浪委員長 公明党。

○加藤委員 6 月が 3、9 月が 4 の 7 である。

○岸浪委員長 無所属クラブ。

○東條委員 3 の 2 である。

○岸浪委員長 市民連合。

○森委員 6 月が 2 名、9 月が 3 名、合計 5 名である。

○岸浪委員長 共産党。

○藤井委員 6 月 2、9 月 2 で 4 である。

○岸浪委員長 無所属の方は、お二人とも 6 月に一般質問をするという意向を聞いているので、計 48 名となる。無所属の方は 9 月はゼロである。

では、これで確認させてもらう。

(6) その他に入る。事務局から説明をお願いします。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 (6) その他について説明する。

①部会の開催についてだが、民生部会、建設部会の開催をお願いしたい。
案件としては、民生部会は（仮称）市営並木団地併設の母子生活支援施設について、建設部会は（仮称）市営並木団地建設事業基本設計についてである。

②議員派遣の議決については、6月30日最終日をお願いしたいと考えているが、資料5をごらんいただきたい。

1つ目、全国市議会議長会欧州都市行政調査団、派遣場所はイギリス、フィンランド、ドイツ、派遣期間は7月2日から7月10日、派遣議員は大上副議長である。

2つ目、相模原市議会友好訪加団、派遣場所は友好都市であるトロント市、トレイル市、バンクーバー市、派遣期間は7月3日から7月10日、派遣議員は、佐藤議員、久保田隼夫議員、沼倉議員、米山議員、落合議員、東條議員、二木議員、以上7名である。

3つ目、1市1町1村議会正副議長連絡会総会及び研修会、7月下旬に清川村へ大上副議長の派遣である。

4つ目、町田市議会議員との交流事業、8月上旬に町田市に全議員の派遣を予定している。

1の全国市議会議長会欧州都市行政調査団については、起立または挙手の採決をしてもらうが、従前からそのような取り扱いをしている。2、3、4については簡易採決をお願いしたいと考えている。

③血圧測定については、一般質問が行われる6月11日、12日の2日間、お昼休みに理事者控室で行うので利用してもらいたい。

○岸浪委員長 ただいまの説明に対して、質疑、発言があったらお願いします。

無所属クラブ。

○東條委員 訂正だが、一般質問の人数、確かめたら3、2ではなくて2、3だった。

○岸浪委員長 無所属クラブは、6月が2、9月が3。訂正をお願いする。合計で6月も9月も24名となる。

その他、部会の開催、議員派遣の議決について、1の大上副議長が行かれるものは本会議での起立または挙手の採決になる。血圧測定、いいか。

――

では、このことについては確認してもらった。

④9月定例会の仮案について、事務局から説明をお願いする。

事務局長。

○今田議会事務局長 資料6をごらんいただきたい。9月定例会の予定仮案だが、説明する。これについても議会運営委員会で、決算特別委員会の協議をしてもらう中で、あわせて検討してもらった内容である。

8月25日が本会議初日である。翌26日が代表質問・個人質疑の通告期限、午後5時までである。9月2日が第2日目、3日が第3日目、いずれも代表質問・個人質疑となる。本会議3日目終了後に決算特別委員会の1日目が開かれる。翌4日、決算特別委員会分科会の所管をまたがる質疑通告期限が正午までとなっている。5日が総務委員会、その後に総務分科会、翌週8日に文教委員会、文教分科会、9日に環境経済委員会、環境経済分科会、10日に民生委員会、民生分科会、11日に建設委員会、建設分科会が開催される。12日が一般質問通告期限、午後5時までとなっている。翌々週22日が決算特別委員会第2日目となり、各分科会の担当委員長報告を受ける。25、26、29日の3日間で一般質問が行われ、最終日30日が議案の採決になる。9月定例会のための議会運営委員会は、8月19日午前9時半からとなる。

○岸浪委員長 前回の議運で確認してもらった9月の日程の仮案である。決算特別委員会にかかわる整理については、後ほど2と（3）の中で説明したいと思う。いかがか。――

では、確認をしてもらった。

――◇○◇――

議会制度等に関する検討結果について

○岸浪委員長 議会制度等に関する検討結果についてを議題とする。

前回の宿題事項、市長の出席と会場の席の関係について、事務局から説明をお願いする。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 前回の議運の中で、第3委員会室の席をどうするかという話があり、事務局として、資料7に示しているように、各会派ごとに着席をお願いできないかと考えている。理由としては、採決のときの確認のためというのも大きな理由の一つである。それから、そこに示した会派ごとの固まりは、議場の配置を基本にしたレイアウトである。協議してもらいたい。

市長の出席だが、決算特別委員会第2日目、分科会担当委員長報告あるいは質疑、討論、採決には出席するということである。

○岸浪委員長 2点について協議してもらいたい。

1点目の議場の関係、いろいろ検討した。議場と大きく違うのは、議長が上の方から見やすいというのがあるが、ここの会場はワンフラットになっており、起立すると見えづらい部分があるということで、正副委員長が確認するのに、ばらばらに座られると、やはり難しいだろうということから、こんな形にした。いかがか。

森委員。

○森委員 前回、宿題として会派に持ち帰って、このレイアウトについて話し合ったが、我が会派としては、会派ごとにまとまった方が相談もできるということで、事務局案でいい。

○岸浪委員長 ほかに。――

ないようなので、基本的には、このレイアウトでいきたいと思う。なお、どこに座るかについては、各会派で適宜、相談してやってもらえればと思う。

市長は第2回目の決算特別委員会に出席するという報告があったので、確認してもらいたい。

――◇○◇――

その他

○岸浪委員長 その他、（1）議事運営に関する主な慣例等について

を議題とする。

事務局から説明をお願いします。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 主な慣例等について説明する。資料 8 をごらんいただきたい。

今までいろいろと協議してもらって、決算特別委員会の関係が大まかな確認がされているので、その分を慣例の中にうたい込んだのが今回の主な内容である。なお、ゴシック体で書かれている部分が新たな部分、表現が直ったり、あるいは追加ということである。

2 ページの「一般会計予算」がゴシックになっているが、こちらは、今までは一般会計の予算及び決算についての表記をしていたが、ここでは一般会計予算について特出しをする。

その下に、「一般会計決算及び特別会計決算は、決算特別委員会を設置し付託する。」とゴシックで書かれている。こちらは決算特別委員会の設置という内容である。

その下に、「9 月定例会については、各常任委員会終了後に決算特別委員会の各分科会を開催」という表記で、各分科会での審査ということである。

その下から 3 ページの上「最終の常任委員会と本会議の間は、委員会報告や一般質問の準備などのため、土、日、祝日を除きおおむね 5 日あけることを基本とし、その都度、議会運営委員会で決める。」ということで、5 日になったり 6 日になったりするような日程になることも想定してのことである。その下「9 月定例会については、分科会報告、決算特別委員会報告及び一般質問の準備などのため、最終の常任委員会と第 2 回決算特別委員会の間を 5 日、決算特別委員会と本会議の間を 1 日（いずれも土、日、祝日を除く）あけることを基本とし、その都度、議会運営委員会で決める。」ということで、資料 6 を参照してもらいたい。9 月定例会の会議日程予定ということで説明したが、この日程表の部分の文章表記なので、後ほど確認してもらいたい。

3 ページの中段「9 月定例会については、決算特別委員会審査報告を行い、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行う。」ということで、最終

日のことを想定しての表記である。

５ページ下段の一般質問について、１の時期については「決算特別委員会審査終了後１日間あけた後３日間確保する。」と表現が余りきれいでないので、「１日あけた後３日間確保する」ということで、「１日間」の「間」をとってもらいたい。従前の表記「委員会審査の前に行い、３日間確保する。」という内容をこのように変更した。

９ページの委員会のなお書き、「なお、決算特別委員会の分科会についても常任委員会に準じた運営を行う。」ということで、予備日等も含めた中で、分科会についても常任委員会と同じように運営を行っていききたいということである。

１０ページ下段、委員会の傍聴について、委員会の傍聴は第１委員会室３５席、第２委員会室２１席と定められているが、当面の間、「第３委員会室１３席とする。」ことをお願いしたい。こちらも資料７の一番下の方に傍聴席と表記しており、１３席確保できるような状況なので、この１３席で運営したいと考えている。

一番下、決算特別委員会について、今回、確認してもらったものを整理している。読み上げると、一般会計決算及び特別会計決算は、全議員で構成する特別委員会を設置、付託し９月定例会中に審査する。審査方法は、各常任委員会ごとの分科会を設置し、各常任委員会の所管事項を付託、審査する。

①第１回決算特別委員会において、正副委員長の互選、各常任委員会ごとの分科会設置、各分科会の正副担当委員長の指名を行う。各分科会の正副担当委員長は、各常任委員会の正副委員長を充てるということで、総務分科会は総務委員会委員長が担当委員長になる。

②分科会の構成は、各常任委員会と同一とし、名称は、総務分科会、民生分科会、環境経済分科会、建設分科会、文教分科会とする。

③第３委員会室を会場とし、理事者は、市長、副市長、教育長、局長、部長、各執行機関の事務局長が出席する。ただし、第１回の決算特別委員会は、理事者の出席は求めない。

④所管をまたがる質疑は分科会で行う。通告の受付は特別委員会設置の日の午前９時からとし、特別委員会委員長に提出する。

⑥第2回決算特別委員会において、各分科会担当委員長報告、担当委員長報告に対する質疑、討論、採決を行う。

分科会の審査方法等だが、①各常任委員会終了後に開催し、説明を受けた後、質疑のみ行う。

②一般会計と特別会計を一括議題とする。ただし、総務分科会については適宜区分して審査する。

③所管をまたがる質疑は通告制により行い、質疑の場合は別に設けず各委員が適宜行う。

④原則として、予備日を考慮した中で全委員の発言を確保できるように各委員が配慮する時間とする。（答弁を含みおおむね60分程度を努力目標とする。）ということで、前回の議運で表現の確認をした。こちらについては、何の話なのかわからないので、「質疑時間は原則として」というふうに主語を入れたいと思う。

⑤その他慣例にうたっていない事項については、相模原市議会委員会条例及び相模原市議会会議規則を準用する。

⑥傍聴については、相模原市議会委員会傍聴規程及び相模原市議会委員会傍聴規程施行要綱を準用する。

12ページだが、審査の流れを表記した。本会議3日目に決算特別委員会を設置して、議案を付託する。第1回決算特別委員会は、正副委員長の互選と分科会の設置、分科会の正副担当委員長を指名する。1日あけて常任委員会開催後、各分科会を開催する。一番下に「分科会委員長報告作成のため」と書いてあるが、「分科会担当委員長」ということで訂正をお願いしたい。第2回決算特別委員会は、分科会担当委員長報告、担当委員長報告に対する質疑、討論、採決を行う。1日あけて本会議の一般質問が始まり、本会議7日目に報告してもらい、質疑、討論、採決という流れである。

決算特別委員会の設置に係る慣例については以上のとおりである。

○岸浪委員長 決算特別委員会に関して、市議会の委員会条例あるいは会議規則の関係については改正はない。すべて慣例等で整理できるということだった。

質疑も含めて、何か発言があったらお願いします。

新政クラブ。

○中村委員 5 ページの一般質問について、「決算特別委員会審査終了後 1 日あけた後 3 日間確保する」という時期だと、9 月にしか一般質問はできないというとりえ方もできる。9 月の場合はこれが時期でいいと思うが、6 月、12 月、3 月、もしくは今はいつでも議会を開催できるようになっているので、これだととりえ方によっては厳しいと思うが、いかがか。

○岸浪委員長 議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 前は「委員会審査の前に行い 3 日間確保する。」という表現があった。その表現が抜けてしまっているので、それを基本として、「9 月については」という表記にしたいと考えている。

○岸浪委員長 議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 失礼した。委員会審査前でなくて、後半に持ってきたので、その表記を基本的にやって、9 月の特別委員会設置時は「終了後」という表記にしたい。そのように訂正したい。

○岸浪委員長 新政クラブ。

○中村委員 最終的に文章で確認した方がいいと思うので、6 月の最後の議運でもいいから、一部、1 日間の「間」をとるという修正もあったので、修正版ということで新たに各委員に配付するべきと考えるが、いかがか。

○岸浪委員長 通常だと、大体この時期に 1 年間変わったところがあれば議運で確認して、6 月議会の前ぐらいまでに配付しているので、できれば、きょうは時間があるので、文章整理をしてもらえればと思う。

○中村委員 それで結構である。

○岸浪委員長 ほかに何か指摘があるか。

共産党。

○藤井委員 11 ページの分科会の審査方法等の②一般会計と特別会計を一括議題とする。ただし、総務分科会については適宜区分して審査する。総務分科会をとりたてて別書きする意味は何だったのか。議論の経過では総務はという話はあったが、この意味しているのはどういう中身になるか。

○岸浪委員長 歳入の部分を意識して書いた。あと、市民局と消防局。今まではかの4委員会は局を分けずにずっと審査してきたが、総務だけが少し変形したやり方をしているので、こんな表現にした。

○藤井委員 ここで言っているのは一般会計と特別会計の扱いだと思う。総務でいうと財産区の特別会計があるが、それは市民局の歳出の部分で議論するという話で、そうかという話だった。だから、一括議題としてやって何ら問題はないということで、総務だけとりたてて別書きする意味はないのではないか。

○岸浪委員長 指摘のとおりである。何か。
局長。

○今田議会事務局長 あのときの議論では、たしか財産区関連は一応事業絡みだから、歳入も歳出も同時に議論するということだったと思うが、ここで総務委員会が扱う歳入はもう少し幅広の、例えば税とか、交付金とか、そういった色のついていない入りの議論が基本的には中心になるというか、そういう経過がこれまでであった関係で、そこだけは特出しして議論してきたと思う。だから、そこを尊重してやっていこうということがこの間の結論だったと思っていたので、こういう表記をした。

○岸浪委員長 一般会計、特別会計の関係があって、ただし書きだと、この関係をただし書きというふうにとられてしまうので、「なお、総務分科会については適宜区分して審査する。」、そうすれば、一般会計、特別の議題とはまた別になるのかなと。

共産党。

○藤井委員 自分自身整理するために聞くが、総務がやっている、例えば歳入で1回切って、そこで理事者総入れかえになって進んでいく。そうすると、採決こそしないが、そこでやり損なった質問は二度とできないという状況になる。消防なんかもそういう意味があると思うが、総務にはそういう独特な審査の進め方がある、ほかにはないということだと思うが、どういう範疇でとらえたらいいのかというか、一括議題なのかとか、その辺、審査の進め方だと思うが。

○岸浪委員長 休憩する。

午前10時12分 休憩

午前 10 時 13 分 再開

○岸浪委員長 再開する。

事務局長。

○今田議会事務局長 ちょっと言葉足らずというか、言われるとおり一括議題で、審査の方法を区分して行うかどうかということがあるので、「一般会計と特別会計を一括議題とし、一括審査する」ということにしておいて、「ただし、総務分科会については適宜区分して審査する」というと、議題としては一括だが、総務委員会だけは審査は分けてするという表現になろうかと思うが、いかがか。

○岸浪委員長 共産党。

○藤井委員 これまでの場合、予算や決算の総務常任委員会分割付託についての記載はあったのか。

○岸浪委員長 事務局長。

○今田議会事務局長 たしか、委員長が、こういう審査の仕方で進めたいということを総務委員会の中で一々諮って決定していたと思う。この慣例の中には記載はなかったと思っている。

○岸浪委員長 ほかに何か指摘はあるか。――

慣例等にはなじまないが、今回、初めて審査の流れということで図表を入れた。

最初に、5 ページの関係、文章整理、いかがか。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 大変失礼した。一般質問についての表記の案だが、「最終の常任委員会終了後 5 日間あけた後 3 日間確保する」、これが基本だが、9 月については「決算特別委員会終了後 1 日あけた後 3 日間確保する」、こんな表現でいかがか。

○岸浪委員長 「最終常任委員会終了後 5 日間あけた後 3 日間確保する」、ただし書きで「決算特別委員会……」。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 たびたび変更になって申しわけない。「最終常任委員会終了後 6 日間あけた後 3 日間確保する。」、5 日間ではなくて 6

日間ということである。９月定例会については、「決算特別委員会審査終了後１日あけた後３日間確保する。」、そういう内容でお願いします。

○岸浪委員長 いいか。

無所属クラブ。

○東條委員 常任委員会の方は「審査」というのは要らないのか。決算特別委員会は「審査終了後」になっているので、どちらかにするのがいいかと思った。

○岸浪委員長 議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 「委員会終了後」。

○東條委員 決算もか。

○佐藤議事調査課長 「決算特別委員会終了後」。

○岸浪委員長 「審査」をとる。予備日があるなしの関係で。

○東條委員 わかった。

○岸浪委員長 「最終常任委員会終了後６日間あけた後３日間確保する。ただし、９月定例会については決算特別委員会終了後１日あけた後３日間確保する。」。

いいか。――

では、おおむねこんな内容で配りたいと思う。何かあったら、また意見をもらえればと思う。

新政クラブ。

○中村委員 決算と直接関係ないが、１４ページの上着着用の省略について、昨年に決めた内容が記載されている。実はきょうも最高気温２７度とかで、けさ、この部屋は大分環境がよかったが、今後、地球温暖化等が進んでくると、この時期になると大分暑くなることが想定されるので、６月定例会からということだが、６月の議会運営委員会も一応、上着着用省略ができるならば、その方が頭もクールダウンして、いい協議ができるのではないかとということで、その下に追加をしたらいかがか。

○岸浪委員長 その他のところで２件ほど事務局から報告を予定していたが、その点が今意見があった２点なので、その他で、もう一度、事務局から話がある。

では、その他、（１）議事運営に関する主な慣例等については、以上、

確認してもらった。

続いて、その他について、事務局から報告をお願いする。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 その他の案件の中で報告だけしたい。

1 つ目は本会議のインターネットの録画放映の関係だが、現在、録画放映については、本会議終了後おおむね 5 日から 1 週間を要した後に録画を放映している。それはきちんと場面、場面に切り分けた内容の録画の放映だが、6 月定例会以降は、当面、本会議翌日に録画の放映を流したい。それについてはベタな流し、切り分けが済んでいない状況で、そのまま録画放映をしていきたい。その後、きちんと切りわけた録画放映ができる状況になった段階で、その部分は引き上げたいと考えているので了解してもらいたい。

それから、6 月定例会の関係だが、慣例 14 ページにあるように、6 月定例会から 9 月定例会までの間の議会サイド会議では、省エネルギーの見地から、ノーネクタイを統一し、上着の着用を省略できる。なお、市議会議員としての品位を保つ服装とするということで確認がされており、6 月定例会本会議から、そのような内容でお願いしたいという話をする予定だった。先ほど中村委員から、6 月の議運についてという話だったが、6 月の議運はノーネクタイと上着着用で結構だが、6 月定例会のための議運という意味か。

○岸浪委員長 拡大解釈して、6 月定例会というのは、きょうが 6 月定例会を審議するための議運だから、それに包含すると議運の中で確認していけばいいのではないかなと思うが、いかがか。――

では、そういうことで。

無所属クラブ。

○東條委員 関連で、暑くてどうにもならなかったときに、これは定番としてあったらいいと思うが、5 月臨時会るとき、ちょっと暑かった。そういう中で、議長判断とか委員長判断になるのかわからないが、判断でできるのかどうかを伺いたかった。こうやって決まっていると、それ以外のところは非常に暑くても脱げないという状況が起こってくるとして、どういうふうな対応があるのかということを含めて聞ければと思う。

○岸浪委員長 この関係も昨年6月末の議運で確認して、9月から統一的にやっ払いこうということで、実は、この6月が初めての解禁ということもある。5月臨時会まで拡大するかしないかについてはもう少し見させてほしいと思う。最終的には議長判断するが、その前に議運の協議の結果を踏まえてという形になると思う。今の提案、暑いころについては議長判断にゆだねるということについていかがか。

共産党。

○藤井委員 先ほどの中村委員の発言も含めて、この申し合わせの表現に、「省略する。」の後に、その前後の時期でも、必要に応じてこういうことをするみたいな柔軟な運用ができる規定を入れておいたらどうかと改めて思った。委員長がもう少し様子を見てくれならそれでも構わないが、流れとしては、そういう方向なのかなと。

○岸浪委員長 今、3会派の意見が出されたが、表記については、正副委員長、意見を合わせて決めたいと思う。表記の内容については、今出された趣旨を記載することにしたいと思う。いいか。――

その他の（1）インターネットの関係はいいか。――

では、予定していた案件についてはすべて確認したが、皆さんから何か発言があったら願います。――

ないようなので終了する。

次回の議会運営委員会は、6月30日本会議終了後に開催する。

以上をもって議会運営委員会を閉会する。

午前10時28分 閉会